

さいたま市告示第 1 1 2 0 号

道路の区域の決定に関する告示

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次のように市道の区域を決定したので告示する。

その関係図面は、告示の日より 1 5 日間、北区及び見沼区はさいたま市建設局北部建設事務所土木管理課において、中央区、桜区、南区及び緑区はさいたま市建設局南部建設事務所土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 7 月 7 日

さいたま市長 清 水 勇 人

道路の種類 市道

路線名	区間	幅員(m)	延長(m)
A 第 8 4 0 号 線	さいたま市桜区大字白楯字木畔 551 番 21 地先	4.00	64.27
	さいたま市桜区大字白楯字木畔 551 番 34 地先		
I 第 4 2 4 号 線	さいたま市緑区太田窪一丁目 384 番 1 地先	13.65 ～ 15.66	680.87
	さいたま市緑区太田窪一丁目 502 番 3 地先		
I 第 4 2 5 号 線	さいたま市南区太田窪二丁目 501 番 4 地先	13.92 ～ 14.05	282.94
	さいたま市南区太田窪二丁目 470 番 9 地先		
I 第 4 2 6 号 線	さいたま市緑区太田窪一丁目 5 番 1 地先	4.39 ～ 6.65	555.46
	さいたま市緑区太田窪一丁目 910 番 4 地先		
I 第 4 2 7 号 線	さいたま市南区太田窪二丁目 907 番 16 地先	4.53 ～ 4.57	376.68
	さいたま市南区太田窪四丁目 865 番 5 地先		
I 第 4 2 8 号 線	さいたま市南区大字太田窪字不動入 2272 番 25 地先	5.00	105.50
	さいたま市南区大字太田窪字不動入 2272 番 16 地先		
J 第 5 0 2 号 線	さいたま市緑区道祖土四丁目 479 番 5 地先	4.20	79.03
	さいたま市緑区道祖土四丁目 479 番 15 地先		
第 8 0 2 号 線	さいたま市中央区八王子三丁目 1763 番 13 地先	4.00	53.71
	さいたま市中央区八王子三丁目 1763 番 9 地先		
1 2 9 6 3 号 線	さいたま市北区今羽町 247 番 23 地先	4.00	119.96
	さいたま市北区今羽町 247 番 16 地先		
1 2 9 6 4 号 線	さいたま市見沼区大和田町一丁目 981 番 12 地先	4.80	90.49
	さいたま市見沼区大和田町一丁目 981 番 19 地先		

1 2 9 6 5 号 線	さいたま市北区吉野町一丁目 373 番 2 地先	4. 00	43. 53
	さいたま市北区吉野町一丁目 373 番 41 地先		
2 2 6 1 8 号 線	さいたま市見沼区大字大谷字後 1859 番 38 地先	4. 20	110. 10
	さいたま市見沼区大字大谷字後 1859 番 35 地先		